

つくば市筑波山森林体験パーク事業運営に係る
公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、筑波山梅林周辺の自然環境の保全及び森林利用の増進を図り、自然とのふれあいの場を提供し、筑波山観光の活性化を図ることを目的に整備したつくば市筑波山市森林体験パーク（以下「森林体験パーク」という。）を活用し、森林体験パーク事業運営に係る賃貸借契約に関し、企画提案方式（以下「プロポーザル」という。）による事業者の選考に必要な事項を定めるものである。

(契約の概要)

第2条 本プロポーザルに係る契約の概要は、次のとおりとする。

(1) 契約名

つくば市筑波山森林体験パーク賃貸借

(2) 契約内容

本契約は、森林体験パークの事業運営に係る賃貸借である。詳細は、別途定めるつくば市筑波山森林体験パーク賃貸借契約仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 契約期間

令和元年(2019年)7月19日から令和6年(2024年)7月18日まで

(プロポーザルの実施)

第3条 本プロポーザルは、公募型プロポーザル方式とし、実績、専門性、技術力、企画力、技術力、創造性等を含め、観光誘客に効果的かつ利用者の安全面を重視した優れた事業運営プランを総合的に判断し、最適な事業者を選定するものとする。

(参加資格要件)

第4条 次の全ての要件を満たすことを参加資格要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けてないこと。
- (3) 契約締結の日までの間に、茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成6年7月14日付け監第692号）又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成6年つくば市告示第15号）に基づく指名停止等

の措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更正手続開始後又は再生計画許可の決定が確定した後につくば市が一般競争入札参加の再認定をしたときは、この限りではない。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ではなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 直近2年間、市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) ヨーロッパ公的基準E N 15567-1で設置されたロープコースでの運営に5年以上の実績があること。
- (8) ヨーロッパ公的基準E N 15567-2に基づく運営に5年以上の実績があること。
- (9) 森林体験パークと同規模かつ同様な有料施設の運営に5年以上の実績があること。

（参加申込の方法）

第5条 本契約のプロポーザルに参加する事業者は、別紙「(様式1) 参加意思表明書」を提出すること。提出期限は、令和元年(2019年)6月5日(水)午後5時とする。

（提案書の作成）

第6条 本プロポーザルに参加しようとするときは、次により企画提案書等を作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案書の基本的な内容

企画提案書は、実績、専門性、技術力、企画力、技術力、創造性等を含め、観光誘客に効果的かつ利用者の安全面について、以下の事項を記載する。

- ・ 事業運営（仕様書に掲げる内容）の実施方針
- ・ 事業運営の実績
- ・ 安全性に対する取組方針
- ・ 事業運営の想定収支（5年分）
- ・ 事業運営スケジュール（月毎）

- ・仕様書に記載した事業運営の内容の他に実施する業務等
- (2) 企画提案書の様式
企画提案書の様式は、任意とする。また、提案書は、事業者（会社名等）を記載しないこと。
- (3) 法人概要及び事業運営実績
別紙「（様式2）法人概要書」、「（様式3）事業運営実施体制調書」及び「（様式4）事業運営実績書」に必要事項を記入し、企画提案書と一緒に提出すること。
- (4) 提出部数及び提出期限
企画提案書は、様式2、様式3及び様式4を含め一綴りにしたものを10部作成し、令和元年(2019年)7月1日(水)午後5時までに提出すること。
- (5) 企画提案書等の取扱い
提出された企画提案書等は、審査の目的以外で使用しないものとする。なお、理由の如何に関わらず提案書等の返却は行わない。

（審査の方法）

第7条 企画提案内容を審査するため、本事業運営に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、委員長に経済部長を充て、委員に総務部次長、政策イノベーション部次長、財務部次長、生活環境部次長、都市計画部次長、（一社）観光コンベンション協会事務局長をもって構成するものとする。
- 3 審査委員会は、各事業者の提案内容を1次審査（書類審査）及び2次審査（ヒアリング審査）を次のとおり審査し、1事業者を選定する。
 - (1) 1次審査は、企画提案書の提出を受け、書類審査を行う。
 - (2) 2次審査は、企画提案内容のヒアリング審査を行い、総合的に評価する。
 - (3) 評価項目は、事業運営の実施方針、事業運営の実績、安全性に対する取組方針、運営収支等の各項目により審査する。なお、ヒアリング審査は、企画提案者のプレゼンテーションが10分、その後質疑応答を15分とする。また、プレゼンテーションでは事業者名を伏せ、自己紹介を行わないこと。

（審査委員会の会議）

第8条 審査委員会の会議は、委員長が召集するものとする。

- 2 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 審査委員会の会議は非公開とする。
- 4 委員長は、会議の議長を務めるものとする。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、他の委員から委員長を新たに選出することができる。

(契約予定者の選定及び審査結果の通知)

第9条 審査委員会は、森林体験パーク運営の遂行において、最適な事業者を選定するものとする。

- 2 審査結果については、選定された者及び選定されなかった事業者双方に通知する。
- 3 提出された企画提案書等は、理由の如何に関わらず返却しない。

(日程)

第10条 本プロポーザルの全体日程は、以下のとおりとする。

契約締結までのスケジュール

実施内容	実施期日
プロポーザル実施要領の公表	令和元年（2019年）5月27日（月）
参加意思表明書の受付	令和元年（2019年）5月27日（月） ～6月5日（水）
質疑受付	令和元年（2019年）5月27日（月） ～6月3日（月）
質疑回答	令和元年（2019年）6月5日（水）
参加資格審査結果の通知	令和元年（2019年）6月7日（金）
提案書の受付	令和元年（2019年）6月10日（月） ～7月1日（月）
審査委員会の開催	令和元年（2019年）7月8日（月）予定
審査結果の通知	令和元年（2019年）7月10日（水）予定
契約締結	令和元年（2019年）7月19日（金）予定

(質疑・回答)

第11条 本プロポーザルに対する質問は、別紙「(様式5) つくば市筑波山森林体験パーク事業運営に係るプロポーザル質問書」をFAX又は持参により提出すること。質問に対する回答は、一括して全ての企画提案者に電子メール又はFAXで行うこととする。質問書の提出期限は、令和元年(2019年)

6月3日(月)午後1時とする。

(失格事項)

第12条 参加事業者に次のいずれかに該当した場合は、本プロポーザルの参加を失格とする。

- (1) 本実施要領の参加資格を有しない場合
- (2) 提出書類等の記載内容に虚偽があった場合
- (3) 本実施要領、仕様書に定める事項に適合しない場合
- (4) 提出書類の不備等により再提出を求めたにもかかわらず、期限内に提出できなかった場合
- (5) 二次審査に出席できなかった場合
- (6) 契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

(契約の締結)

第13条 審査を経て選定された1者とは、当該事業運営に係る賃貸借契約を締結する。

(その他)

第14条 本プロポーザルの参加に要する全ての費用は、企画提案者の負担とする。

(事務局)

第15条 審査委員会の庶務は、つくば市経済部観光推進課が処理する。また、企画提案書等の書類の提出先及び問合せ先は、以下の事務局宛とする。

・事務局

〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 (コミュニティ棟3階)

つくば市経済部観光推進課 観光施設係

TEL : 029-883-1111 FAX : 029-868-7615

附 則

この要領は、令和元年(2019年)5月22日から施行する。